

# 那須烏山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

## 1 業務名

那須烏山市企業版ふるさと納税マッチング支援業務

## 2 業務の目的

本市の地方創生事業について、貴重な自主財源を獲得しながら、積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取組を効果的に実施することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

- (1) 企業版ふるさと納税による寄附を行う見込みのある企業（以下、「寄附見込企業」という）のリストアップ
- (2) 寄附見込企業に対する那須烏山市の寄附活用事業の紹介
- (3) 寄附見込企業の新規開拓及び那須烏山市に対する寄附見込企業の紹介
- (4) 寄附見込企業の関心を惹くプロジェクトの選定や寄附活用事業に対する PR 方法に係る助言、情報提供等
- (5) その他、那須烏山市の寄附活用に資すると認められる支援  
上記のいずれか、または複数の手法の組み合わせにより寄附獲得を目指す。

## 5 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は那須烏山市と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

## 6 委託料額

### (1) 算定方法

委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が那須烏山市に対して、寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。

成果報酬型：寄付金額×受託料率（1円未満の単位は切り捨てとする。）

上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

なお、受託料率は20%以内とする。

### (2) 支払時期

支払時期については、契約締結時に協議するものとする。

## 7 業務の進捗報告

本業務の受託者は、業務の進捗に応じて定期的に那須烏山市に対し報告を行うこと。特に、想定以上の寄附が見込まれる場合は、速やかに那須烏山市に報告すること。

## 8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、那須烏山市契約規則、那須烏山市個人情報保護法施行条例、その他関係条例等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、または本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度速やかに那須烏山市と協議を行い、事前に那須烏山市の了解を得たうえで業務を遂行すること。
- (3) 事業実施の過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出ることがある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (4) 那須烏山市は、成果報酬による委託金額が予算額を超えることが見込まれる場合は、補正予算等により歳入及び歳出の予算額の変更を実施するものとする。
- (5) その他事業目的を達成するために効果的な業務を行うこと。